

法教育

法教育

センターニュース

No. 36

2024年11月15日

第36号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
会長 岩田 武司



フェアネス(公正さ)が一番大事

法教育センターニュース30号冒頭の二川裕之元会長の巻頭言は、「法教育って何だと思う？」と二人の息子さんに尋ねるといシーから始まります。二川元会長のご子息はいずれも興味なしという回答でしたので、私も娘に「法教育って知ってる？」と尋ねてみました。すると娘は「法教育？…」とつぶやいて少し眉をひそめました。どうやら自分の記憶を探っているようでしたので、私は助け船のつもりで「法の教育」と言ったら、「それは分かってるよ」と言われてしまいました。でも、法教育は知らないし、受けたこともない、ということでした。一応、法科大学院への進学が決まっている私立大学法学部4年生にしてこれですから、法教育は、残念ながら一般的にはあまり浸透していないようです。ついでに言うと、法教育の実施と法学部志望者の増加とは関連性がないらしいですね。法教育を実施したにもかかわらず、法学部志望者が減少したという報告もありました（読売新聞本年2月29日「初等・中等教育での法教育のすすめ」）。

法教育については、皆その重要性は認識しつつも、抽象的な理念が先行するばかりで具体的なイメージがわきにくく、現場の先生にも苦手意識のある方が多いと聞いています。裁判傍聴とか模擬裁判といえ、子どもたちも興味を持つでしょうけれど、それは裁判や弁護士に興味があるだけで、テレビで弁護士が活躍す

るドラマが視聴率を稼いでいることと大して変わらないような気もします。また、ルールは多くの人の利害を調整して、それぞれが自由に、幸せに活動するために絶対に必要なものだけれど、実際にルールをつくる作業自体はとても地味なものだし、小中学生がルールづくりにはまった！なんて話は聞いたことがありません（ルールづくりの天才小学生とかいたら、つくってもらいたい法律案もたくさんありますね。）。

さあ、「どうする法教育!？」といった状況ですが、今年度上半期のNHK朝の連続テレビ小説「虎に翼」が、法曹関係者のみならず一般の方の間でも大いに話題になっているのを見ておきますと、法教育にはまだまだ可能性があると思えてなりません。

「虎に翼」は、男女平等から始まって社会のあらゆる問題をテーマに詰め込んでいますが、一貫して感じるのは、弱者へのまなざしと、これまで透明化されてきた人びとや問題を可視化する、という制作者側の矜持です。本当に素晴らしいドラマだと思いますし、その一つ一つのエピソードを子どもたちに見せて議論させてもよいくらいに、教材としてもよくできていると思います。こういう授業は、法教育にはなりませんか。

初めてこの法教育センターニュースが発刊されてから、まもなく20年になろうとしています。これまで法教育では、#MeToo運動とかブラック・ライブズ・マターとか地球温暖化問題とか、社会に生起する様々な問題は扱ってこられたのでしょうか。法教育も、もっと社会との関わりを意識して新しい問題を扱ってみたいらどうでしょう。個人の尊厳や公正さという大切な価値を、現実の社会の中でどのように実現していったらよいだろうかということ、子どもたちと一緒に考えてみてもよいように思います。まずは、法教育という名称を「ルールメイク&ジャスティス」とか「フェアネス・プログラム」とか横文字の軽い感じにして、敷居を低くしてみるというのもよいかもしれません(笑)。

2024年8月22日、13時30分から3時間、神奈川県総合教育センターにて「社会・公民の授業づくり研修講座～法教育の意義と模擬裁判授業」を村松剛委員、藤江勇佑委員と一緒に担当しました。また、司法修習生も同席しました。

初めに、村松委員より導入の講義がありました。法教育の意義や法教育が扱う具体的な内容（法の意義・役割、法形成過程、法制度、法の基本原則、法の価値や法的考え方）などについて説明がされました。昨年よりもブラッシュアップされており、その後に紹介する教材との関連の説明もある素晴らしい講義でした。

次に、事前に準備してきた2つの教材（グラウンド割り事例とブロック事例）を用いて、「指導案の骨子（授業構想）」を作成してもらいました。作成にあたり、3～4名ずつの6グループに分け、各グループにおいて検討をしてもらいました。検討の際の話合いは非常に盛り上がり、発表においても教員ならで

はのアイデアが出るなど、興味深いものでした。

最後に、模擬裁判を行いました。弁護士3名が裁判官、検察官、弁護人役を演じ、被告人役をセンターの職員、証人役を司法修習生が演じました。冒頭手続から被告人質問まで終えたのち、有罪か無罪かを各グループで検討してもらい、その結果を発表してもらいました。

講座終了後、今年もセンターの職員の方と反省会を行いました。昨年よりは反省点は減りましたが、やはり改善点はあり、今後に向けてよりよいものにしていきたいと考えています。

準備段階から反省会まで、今年もとても刺激的な時間でした。今後も、こうした取り組みを続けていければと考えています（なお、今年は、センターの最寄り駅の居酒屋にて打ち上げを実施しました。）。

（法教育委員会委員 大城 基樹）



藤沢市 特別活動

「話し合い」は何の役に立つ？

2019年から2021年にかけて実施した「弁護士と横浜市立伊勢山小学校の特別活動についての共同研究」（詳細は本センターニュースNo.30、No.31参照）を知った小学校の教員から、「話し合いの意義」について話して欲しいというリクエストを受けて、2024年7月23日、藤沢市小学校教育研究会特別活動研究部・同学級経営研究部所属の教員を対象とした講演を行いました。講演時間は3時間。まず私から「話し合いの意義」は「所与の正解がない課題」を解決するためにあること、子どもたちにとっては社会に出る準備のひとつであることを話しました。次に萩原経委員が、法教育で取り扱う「ものの見方」や「視点」、「評価方法」が、話し合い活動にも有用であることを説明しました。

その次は実践です。話し合いの進め方や注意点、評価の視点などを共有した上で、全体を小グループに分け、「学校でシャープペンシルを使って良いか」というテーマで約50分間の話し合い活動。どのグループも和やかに話し合っていました。講評をしながら結論を伺うと、「一律禁止」や「一律OK」はなく、いずれのグループも結論は「条件付きOK」で、その条件を工

夫していました。講評後は、伊勢山小学校との共同研究を紹介し、残りの時間は各グループで振り返りをしてもらいました。

講演後の感想では、「禁止するのにはいろいろな理由があるとわかって納得できた。この納得感が話し合いをする意味なのだと思う」「『先生が言ったから話し合う』のではなく、子どもたちが必要性を感じられる議題を提供し、その次は自分で議題を見つける力を育てていきたい」という声がありました。このように、学校の教員を対象とした講演も可能ですので、ご要望がありましたら、法教育センターまでご相談ください。

（法教育委員会委員 瀬川 智子）



サマースクール2024

応募者殺到！
夏の人気イベント

8月6日(火)、今年で17回目となる「サマースクール2024」が、横浜地方裁判所、横浜地方検察庁、当会の共催により開催されました。

昨年は、約4年ぶりのリアル開催ということで、約100名という多くの応募がありました。今年も定員48名の募集枠に対し、昨年を大幅に上回る約170名の応募がありました。そこで急遽参加枠を増やした結果、最終的に60名強の生徒がサマースクール2024に参加しました。

当日は、午前企画と午後企画の二部構成で臨み、午前企画では「裁判所及び検察庁の施設見学」「座談会」「弁護士とのディベート企画」が実施され、午後企画では「模擬裁判を通じた評議」が実施されました。

「裁判所及び検察庁の施設見学」では、裁判官、検察官の仕事内容の説明や、普段入ることのできない施設内部の見学を行い、生徒からは、貴重な経験になったとの感想が多く寄せられました。

「座談会」では、法曹三者がパネリストとなり、生徒からの質問に回答しました。生徒からは、「どうして今の仕事を選んだのか」「法曹の仕事をしていて怖い思いをしたことはあるか」「裁判以外にどのような活動をしているのか」など多くの質問がなされ、皆、パネリストの回答に熱心に耳を傾けていました。

「弁護士とのディベート企画」では、あらかじめ設定された2つのテーマについて、生徒と弁護士がディベート対決を行いました。弁護士との対戦とのことで、生徒は真剣に議論に取り組んでおり、弁護士に勝利するチームも出るなど、大きな盛り上がりを見せました。



午後は、全体を2組に分け、実際の法廷を使用して模擬裁判を行い、生徒は、裁判官・検察官・弁護人の各役になりきり、証人尋問や被告人質問などを体験しました。

今回の模擬裁判のシナリオは、被告人の犯人性が争点となっており、被告人のアリバイの有無や証人の供述の信用性が問題となるものでした。

模擬裁判後、生徒は、各班に分かれて評議を行い、「被告人のアリバイを裏付ける証拠があるか」「被告人の供述は合理的で信用できるか」「証人の知覚状況はどうだったのか」「別の人物による犯行の可能性はないのか」といった点について、活発な議論を行っていました。

イベント実施後のアンケートでは、午前・午後の各企画とも大好評であり、今年も無事大盛況のうちに幕を閉じることができました。応募者が170名に上っていることや当日の生徒の熱気から、サマースクールが夏の人気イベントになっていることを実感でき、嬉しく思うとともに、今後もよりよいイベントとなるよう準備していきたいと思えます。

(法教育委員会委員 兼島 俊)



第17回高校生模擬裁判選手権

8月3日、日弁連主催の第17回高校生模擬裁判選手権関東大会及び当会主催の神奈川県交流戦が行われました。

模擬裁判選手権とは、1つの事件を題材に、参加各校が検察チーム・弁護チームを組織し、法律実務家の支援を受けながら、高校生自身の発想で争点を見つけ出して整理し、法廷活動を行うものです。

当会では、本戦に先立ち、予選を行いました。当日初見の模擬裁判教材（窃盗被告事件）を題材に、有罪・無罪の結論及びその理由を発表してもらいました。その結果、森村学園高等部が関東大会に出場することが決まりました。

今年の関東大会のテーマは「殺人」でした。犯行可能性、目撃者の視認状況、動機など、検討すべき事項が多岐にわたる取り組みが難しい教材でしたが、各校とも工夫を重ねた主張・尋問を行っていました。森村学園高等部は残念ながら優勝には至らなかったものの、充実した法廷活動を行っていました。

また、関東大会と同日に、本戦に出場しなかった2校を対象に、当会で交流戦を開催しました。「交流」といっても、関東大会と同じ教材を用い、ほぼ同内容

の法廷活動を行った上で、優勝校と準優勝校を決定するという、極めて本格的な試合です。

交流戦では、桐光学園高等学校が優勝、法政大学第二高等学校が準優勝となりましたが、両校の点差は僅かであり、高い水準で拮抗していました。

今回の模擬裁判が、法や裁判制度、法的な考え方に興味を持ってもらうきっかけとなればと思います。

(法教育委員会委員 市川 知明)



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

模擬裁判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時



新人として編集後記
でご挨拶をさせて頂い
てから早くも6年が経

過しました。これからも、法教育の現場の
活気を少しでも皆様にお届けできるよう努
めたいと思います。 (岩崎 健太)



細貝 嘉満	青木 康郎	田丸 明子
河野 隆行	服部 知之	村上 貴久
押田 美緒	大木秀一郎	松浦ひとみ
伊藤 真哉	岩崎 健太	鈴木 翔

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センター
ニュースのバックナンバーなど、法教育に関する
多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ
(<https://www.kanaben.or.jp>)
にアクセス!

